

電子観光クーポン
「ぎふ旅コイン」事業
(実施・加盟店募集) 要項

令和6年4月18日

一般社団法人 岐阜県観光連盟

ぎふ旅コイン事務局

1. 事業の趣旨

本事業は、岐阜県内への観光誘客及び観光消費の拡大を図るため、(一社)岐阜県観光連盟(以下「観光連盟」という。)が運営する、電子観光クーポン事業「ぎふ旅コイン」(以下「ぎふ旅コイン」という。)システムによる電子ポイント事業です。

2 ぎふ旅コインについて

(1) 事業概要

岐阜県内を旅行中に、お土産の購入や飲食等に使用できる電子観光クーポン(電子ポイント)です。電子ポイントは、スマートフォンの「ぎふ旅コイン」アプリケーション(以下「ぎふ旅コインアプリ」という。)にて、1ポイント=1円で使用できます。電子ポイントは、(3)で定める県内の登録店舗で使用することができます。

(2) 「ぎふ旅コイン」ポイントの種類

① 「ぎふ旅コイン通常ポイント」

(3)で定める加盟店舗で使用可能なポイントです。宿泊代金には使用できません。

② 「宿泊限定ぎふ旅コインポイント」

宿泊代金に使用できるポイントです。宿泊限定ぎふ旅コイン加盟店舗で使用できます。

③ 「使用地域等限定ぎふ旅コインポイント」

観光連盟以外の実施主体が、使用地域等を限定し付与するポイントです。各実施主体の要項等を参照してください。

(3) 「ぎふ旅コイン」ポイント利用の対象となる商品、サービスについて

宿泊施設	施設内のお土産、飲食、日帰り入浴等 宿泊代金(宿泊限定ぎふ旅コインポイントのみ)	
販売店	土産品店、食品、雑貨、伝統工芸品の販売、道の駅、酒蔵、ガソリンスタンド等	
飲食店	飲食店、料理店、喫茶店、菓子店、居酒屋等(テイクアウト含む)	
体験施設等	工芸体験 乗り物体験 食体験 アウトドア体験 レジャー施設 博物館等 日帰り温泉	陶芸、紙漉き、クラフト等 カヤック、自転車、遊覧船等 そば打ち、果物狩り、野菜収穫等 ラフティング、バーベキュー、乗馬等 鍾乳洞、ゴルフ場、ロープウェイ等 博物館、美術館、動物園、水族館等入館料 日帰り温泉入館料
交通事業者	鉄道 バス タクシー レンタカー	観光列車、企画きっぷ等 観光施設割引乗車券、企画きっぷ等 観光タクシー、行き先が観光施設・旅館等 観光目的で利用するもの

※主として観光客が利用する施設に限ります。

※宿泊施設とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅行業（下宿営業を除く。）を営む施設及び住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条 1 項の届け出にかかる住宅の認定を受けた事業を営む施設とします。また、宿泊代金の決済が、ぎふ旅コインアプリにて行うことができる体制を有している施設に限ります。

※飲食店は、食品衛生法の営業許可事業者であることを要件とします。

※体験・アクティビティは、必要な資格を取得していること及び賠償責任保険・傷害保険に加入をお願いします。

以下の商品やサービスは利用対象外とします。

- (ア) カラオケ、ライブハウス利用等代金
- (イ) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (ウ) 商品券、ガソリン券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙、県外等に広く流通するプリペイドカードなどの換金性の高いものの購入
- (エ) IC カード等のいわゆる電子マネーへの入金
- (オ) 株式・先物・宝くじなどの金融商品
- (カ) 通信販売による支払い
- (キ) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類および仕入れ商品等の支払い
- (ク) 国や地方公共団体への支払いおよび公共料金などの支払い
- (ケ) たばこの購入に対する支払い
- (コ) その他、ぎふ旅コイン運営事務局が指定するもの

(4) 「ぎふ旅コイン」事業に関する注意事項

- ・ポイントは「ぎふ旅コイン」登録店舗でのみ利用可能です。
- ・ポイントの盗難・紛失・滅失または偽造・変造・模造等に対して、観光連盟及び観光連盟が委託する「ぎふ旅コイン運営事務局」等は責任を負いません。
- ・「ぎふ旅コイン」の取り込みや換金に失敗した場合は、利用者または登録店舗の自己責任となります。
- ・「ぎふ旅コイン」ポイント及びポイントカードの第三者への交換又は売買、譲渡、現金との引き換えはできません。
- ・商品返品の際の返金はできません。

3. 「ぎふ旅コイン」登録店舗の募集概要について

(1) 参加資格について

- ・岐阜県内に事業所・店舗等を有する者。（岐阜県外に本店がある場合でも、県内の店舗等があれば県内店舗のみ対象とします。）
- ・主として観光客が利用する施設（宿泊施設、販売店、体験施設等、飲食店）および観光目

的に利用する交通機関（鉄道、バス、タクシー、レンタカー）とします。

なお、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターなどの量販店、コンビニエンスストアについては原則対象外としますが、観光客向けの岐阜県土産品の販売を行っている者については、個別に判断します。

- ・ぎふ旅コインアプリを使って料金の精算ができ、かつ、(2)「ぎふ旅コイン」登録店舗の責務等を遵守することができる者。

ただし、次の(ア)～(ケ)に該当する事業者を除きます。

- (ア)「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている者
- (イ) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- (ウ) 2 (3) (ア)～(コ)に記載する利用対象外となる商品・サービスのみを取扱う者
- (エ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者および刑法(昭和 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 もしくは第 198 条または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条の規定による 刑の容疑により刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (オ) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者および支配人並びに支店または営業所を代表する者。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき
- (カ) 暴力団(暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
- (キ) 役員等が自社・自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用しているとき
- (ク) 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、または関与しているとき
- (ケ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 「ぎふ旅コイン」登録店舗の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- (ア) 登録店舗であることが明確になるように販売ツール(ポスター、ステッカー)を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (イ) 利用者がコインを使用する場合は、店舗の QR コードを提示し、決済額に誤りがない事を確認してください。
- (ウ) 決済にあたっては、必ず決済音が鳴ったことを確認するとともに、登録専用ページに

て利用額の決済履歴を確認してください。

(エ) 他のポイントの交換および売買は行わないでください。

(オ) 利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたコインのみ換金可能です。

(カ) 「ぎふ旅コイン」の円滑な運営に努め、万一、不正利用を発見した場合は速やかに事務局へ報告するとともに、事務局等の行う調査や捜査機関の行う捜査に協力してください。

(3) 申込みから登録まで

(ア) 申込方法

参画店舗登録希望者は「募集要項」に同意のうえ、『ぎふ旅コイン 加盟店』参加申込書兼誓約書に必要事項を入力または記入し、下記の方法で申請してください。

● 「ぎふ旅コイン」参加店舗申込み専用フォームから登録

URL：<https://www.tayori.com/f/giftabicoi-shop>

※インターネット環境がない場合は、「ぎふ旅コイン事務局」までお問い合わせください。TEL：058-266-7025

※県内に複数の店舗を持つ事業者は、店舗ごとに申込みをお願いします。

※さるぼぼコインを取扱う店舗は、添付書類等を一部省略できます。別途、飛騨信用組合から申請方法をご案内します。

● 宿泊施設で「宿泊限定ぎふ旅コイン」のポイントを利用可能とする場合は、上記同様に、専用フォームからの申請・登録が再度、必要となります。

※登録フォーム「主な提供品目」は「【宿泊限定ポイント】宿泊施設」をお選びください。URL：<https://www.tayori.com/f/giftabicoi-shop>

(イ) 申込期間

随時受付いたします。

(ウ) 加盟店登録

申込みいただいた事業者については、ぎふ旅コイン運営事務局の審査を経て、参加店舗として登録いたします。登録された事業者にはスターターキット（マニュアル・ステッカー等）を送付します。なお、登録完了・ポイント利用可能までには、申請から概ね1週間の時間をいただきます。

(エ) 登録の取り消し（資格停止）

登録後であっても下記に該当する場合には事務局の審査により登録を取り消す場合がございます。

- ・ 申込内容に虚偽・不備等があった場合
- ・ 事務局が登録を取り消すと判断した場合
- ・ 国及び県等が実施する助成金事業等で不正を行った場合
- ・ その他、本募集要項に違反していることが判明した場合

(オ) その他 留意事項

- ・ 登録店舗の情報(店舗名称・所在地・電話番号・業種等)は「ぎふ旅コイン」が使える店

舗としてぎふ旅コイン WEB ページ・専用アプリケーションに掲載いたします。

- ・ぎふ旅コインアプリの操作方法等の詳細は参画店舗マニュアルをご確認ください。
- ・募集要項に違反する行為が疑われる場合は、店舗への立ち入り調査を実施し、関係資料の開示を求める場合があります。
- ・募集要項に違反する行為が認められた場合は、精算金の支払拒否や参加店舗の登録取消のほか、損害の発生等が生じた際には、損害金額と民法における法定利率を合算した金額を請求します。
- ・募集要項に記載されていない事項および定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定します。

(4) 精算について

物品の販売または役務の提供等の取引においてコインを使用し、取引を行なった登録店舗への精算については以下のとおりです。

(ア) 手数料

決済システム利用料として、売上金額に対し1.65%（税別）を徴収いたします。（決済システム利用料とは売上金の振込や事務処理に係るシステム管理等で発生する諸費用となります）

(イ) 精算方法

システムから抽出した売上金額より、決済システム利用料を差し引いて、指定の口座へ振り込みます。

※精算金について、事業者からの請求行為は不要です。

(ウ) 精算金の支払時期

2ヶ月毎の月末締め、翌月（3ヶ月目の）末日頃を目途に振り込みます。

なお、暦年の2月中に店舗でのコイン利用がある場合は、上記に関わらず2月末締め、翌月末日頃を目途に振り込みます。

また、毎月の振り込みをご希望の場合は、決済システム利用料に加えて、別途、特別対応手数料を差し引いて振り込みます。ぎふ旅コイン事務局へメールにてご連絡ください。（メール不可の事業者様は電話にてご連絡ください。）また、月毎の変更はできかねますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

ぎふ旅コイン事務局（株式会社 J T B 岐阜支店）

TEL： 058-266-7025

電話受付時間： 10時～17時（土日祝及び12/28～1/3は休み）

FAX： 058-266-7024

E-mail： gifutabicoi01@bsec.jp